



五ヶ瀬っこ 子ども・子育て応援プラン

五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月



五ヶ瀬町



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の見直し	3
第2章 子ども子育てに関する現状	5
1 人口と世帯の状況	5
2 出生、児童数の状況	6
3 就業の状況	9
4 子ども子育て支援に関するアンケート調査結果の概要	10
5 教育・保育サービスの利用状況	19
第3章 計画の基本理念及び基本目標	21
1 子ども・子育ての基本理念と目指す子育ての姿	21
2 基本目標	21
3 施策の体系図	22
第4章 施策の展開	23
1 地域における子育ての支援	23
2 子育て世帯への支援の充実	39
3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	41
4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	45
5 子育てを支援する生活環境の整備	50
6 職業生活と家庭生活との両立の推進	52
7 子ども等の安全の確保	53
8 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進	54

第5章 計画の推進体制	57
1 市町村等の責務	57
2 計画の推進に向けた役割	58
3 計画の推進に向けた3つの連携.....	59
資料.....	61
五ヶ瀬町子ども・子育て会議設置条例	61
五ヶ瀬町子ども・子育て会議委員名簿	63

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

子育て支援をめぐるっては、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本町においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援、母子保健計画を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。また、子育て支援の充実に加え、妊娠・出産支援の充実を図るとともに、妊娠・出産・子育てへの連続的支援を提供する体制づくりも求められています。

そのため、本計画は、子ども・子育て支援法により必須項目とされた記載すべき項目に加え、平成26年度末で計画期間が終了する「次世代育成支援行動計画」及びそれに包括される母子保健計画を引き継ぐ計画として、本町の子育て支援の総合的な計画と位置づけ、子ども・子育て支援施策を幅広く記載することとします。



2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」と次世代育成支援対策推進法の延長に伴う「市町村行動計画」を一体的に策定したものであり、本町の総合計画に基づく子ども・子育てに関する部門計画として位置づけます。

また、市町村行動計画は母子保健分野における、計画対象、策定の趣旨、計画内容が地域行動計画に包括されることから、本計画を母子保健計画としても位置づけます。

本計画は、地域福祉計画、男女共同参画基本計画をはじめ、各種福祉計画と整合を保ちつつ、策定しています。

子ども・子育て支援法

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

3 計画期間

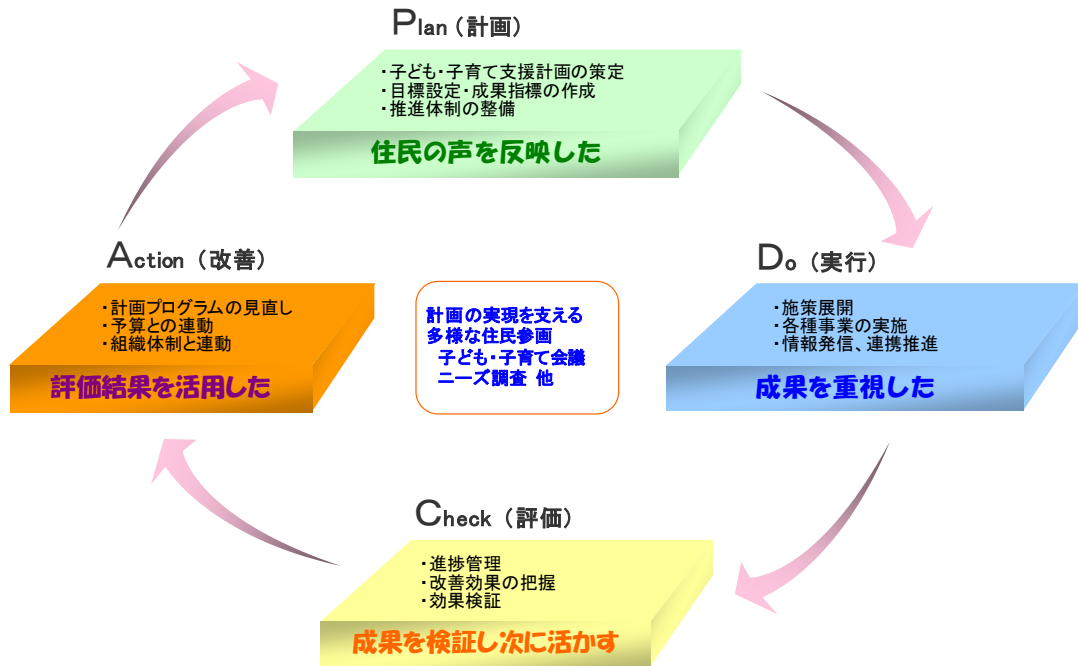
計画期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

また、制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、中間年度である平成29年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しをおこなうものとします。



4 計画の見直し

計画の見直しに際しては「PDCAサイクル」の考え方を導入し、町民と本町が協働で子ども子育て支援を実現するため、多様な町民参画の機会を取り入れたサイクルが実現できることを目指します。



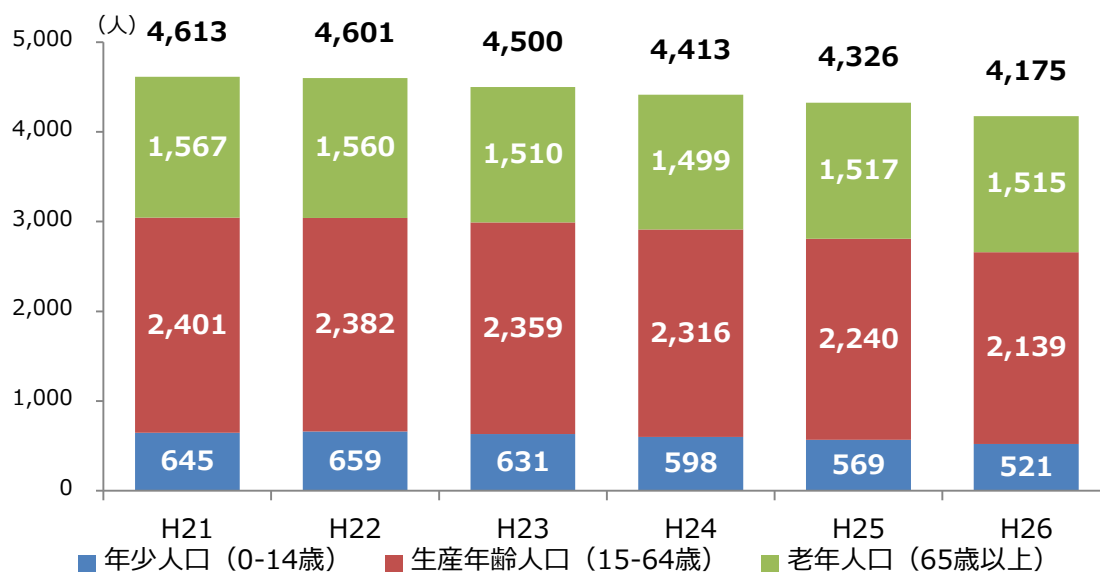


第2章 子ども子育てに関する現状

1 人口と世帯の状況

本町の総人口は平成21年の4,613人からゆるやかに減少を続け、平成26年では4,175人と1割が減少しています。減少幅が大きいのは15歳以下の年少人口であり、平成21年時点の人口数より2割減少しています。

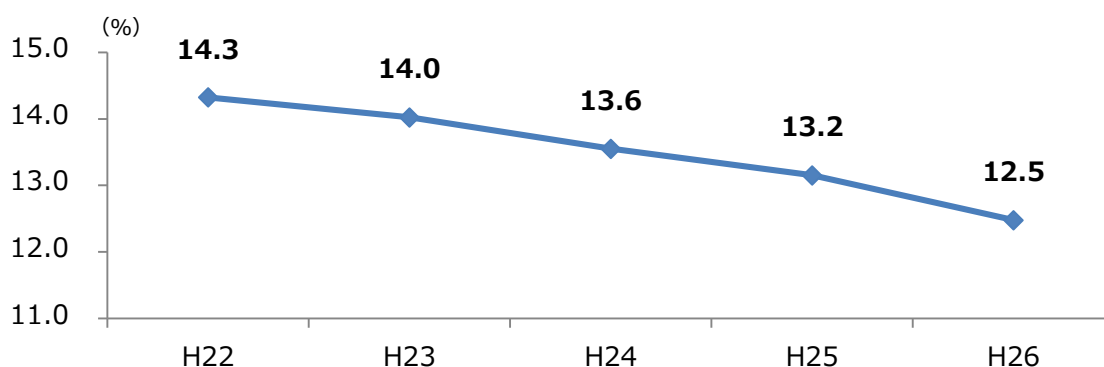
図：総人口の推移



資料：住民基本台帳より集計

総人口に占める年少人口の割合は、総人口が減少するなか平成22年の14.3%からさらに12.5%まで減っており、少子化が進むことがわかります。

図：年少人口率の推移

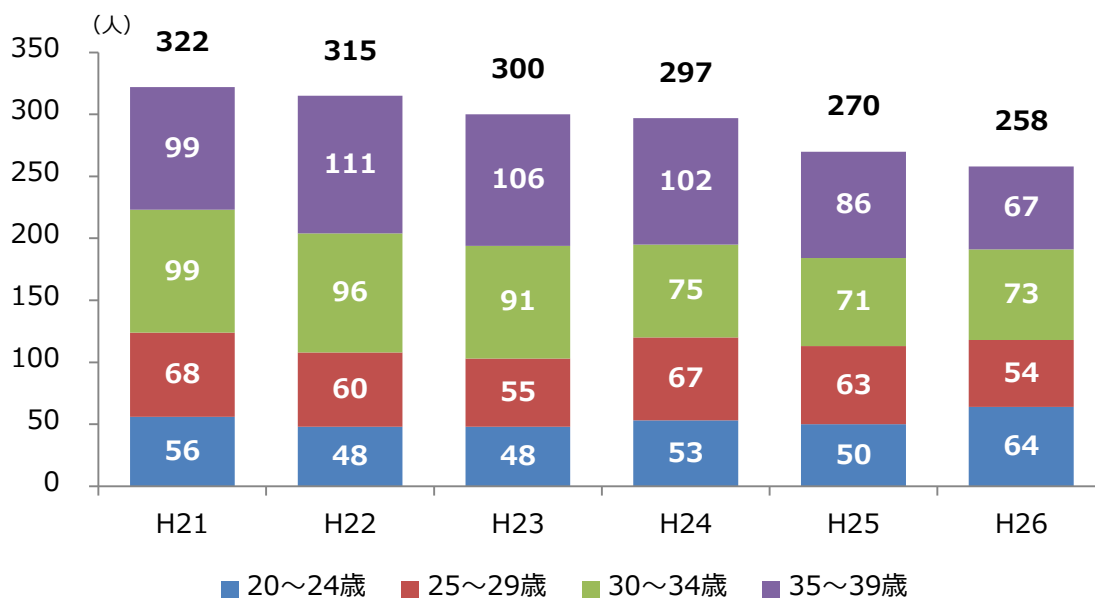


資料：住民基本台帳より集計

2 出生、児童数の状況

20歳から39歳までの女性の人口も減少傾向にあります。平成26年には平成21年の人口から2割が減少し、この層でも総人口の減少率より減少幅が大きくなっています。

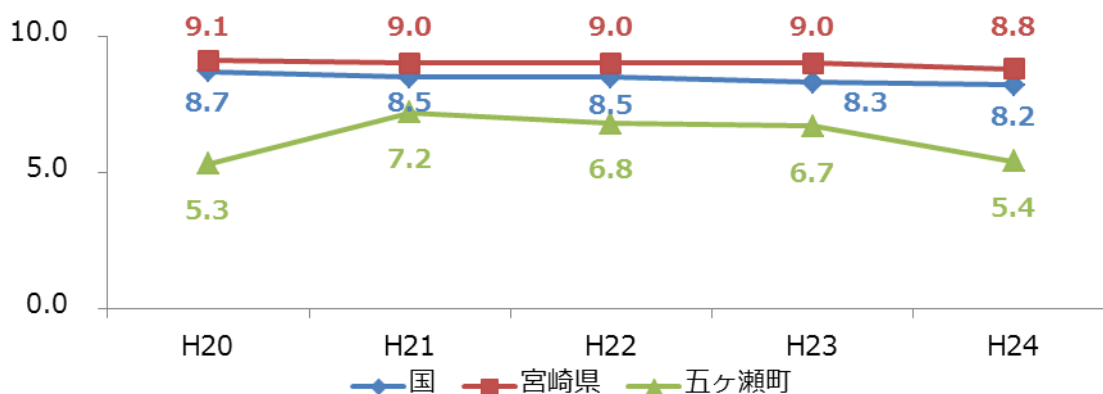
図：女性の年齢別人口



資料：住民基本台帳より集計

人口1,000人あたりに含まれる0歳の子どもの数(出生率)をみると、本町は国や宮崎県を下回る数字で推移しています。

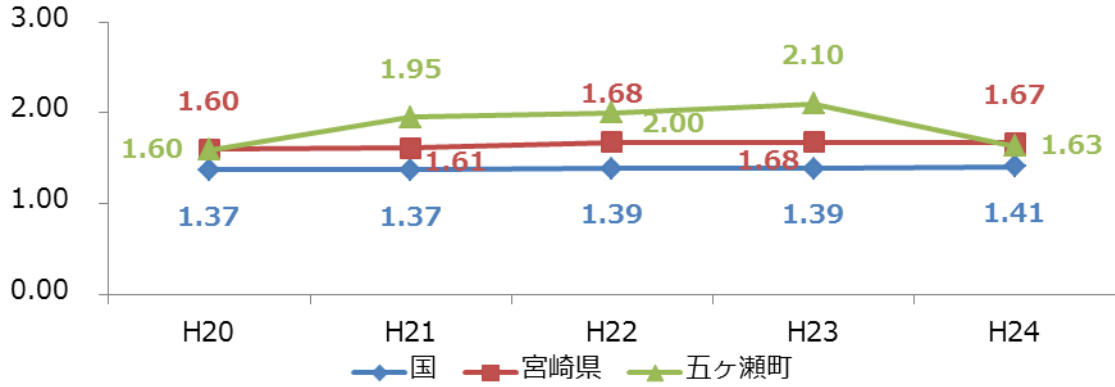
図：出生率



資料：県衛生年報より

合計特殊出生率は、県とほぼ同じか上回る状況にあります。

図：合計特殊出生率

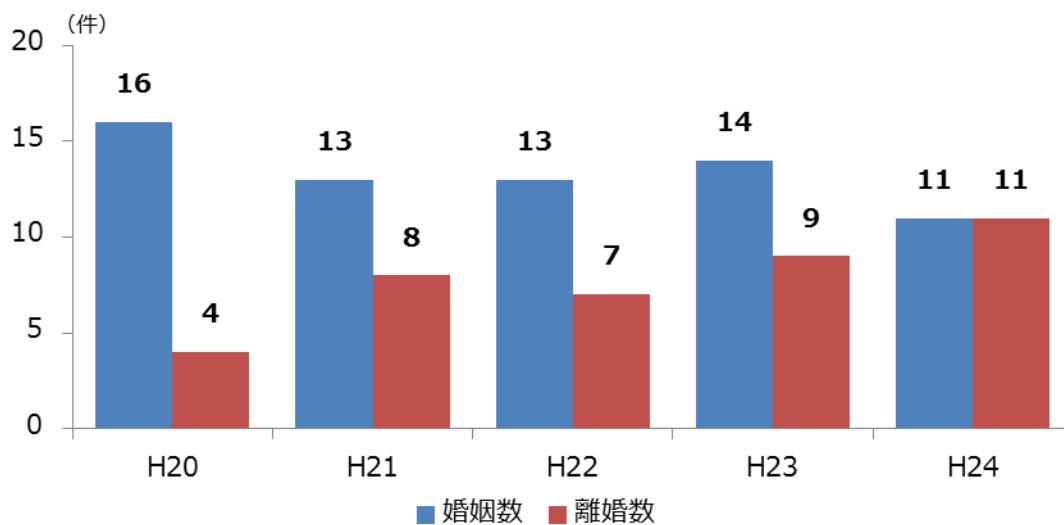


注) 合計特殊出生率とは、出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定して、各年齢の出生率を計算し、足し合わせたもので、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

資料：県衛生年報より

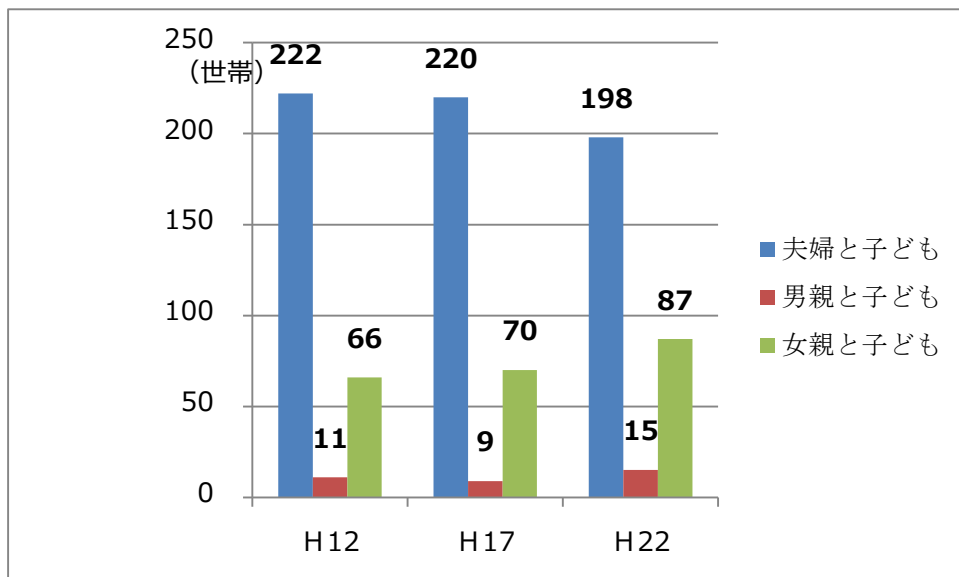
人口の減少に伴い、婚姻数も減少しています。一方、離婚数はやや増加傾向にあり、平成24年には婚姻数と並びました。

図：婚姻数と離婚数



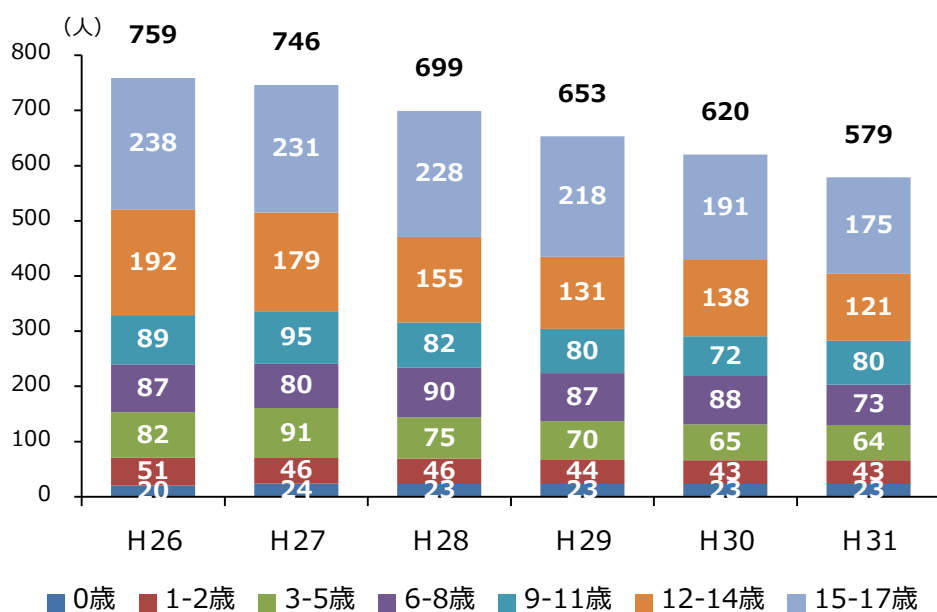
町の全世帯の4割が核家族で、その半数強が子供のいる世帯です。このうち「夫婦と子ども」の世帯は減少していますが、「男親と子ども」、「女親と子ども」の数はそれぞれ増加しており、子育て支援が必要と考えられるひとり親世帯が増えています。

図：子どものいる核家族の世帯数



今後の町の17歳以下の人口数は、総人口の減少とともに減っていく状況にあり、特に12歳以上で顕著な減少を示していますが、11歳以下の子どもの数も微減傾向にあります。

図：児童数の推計

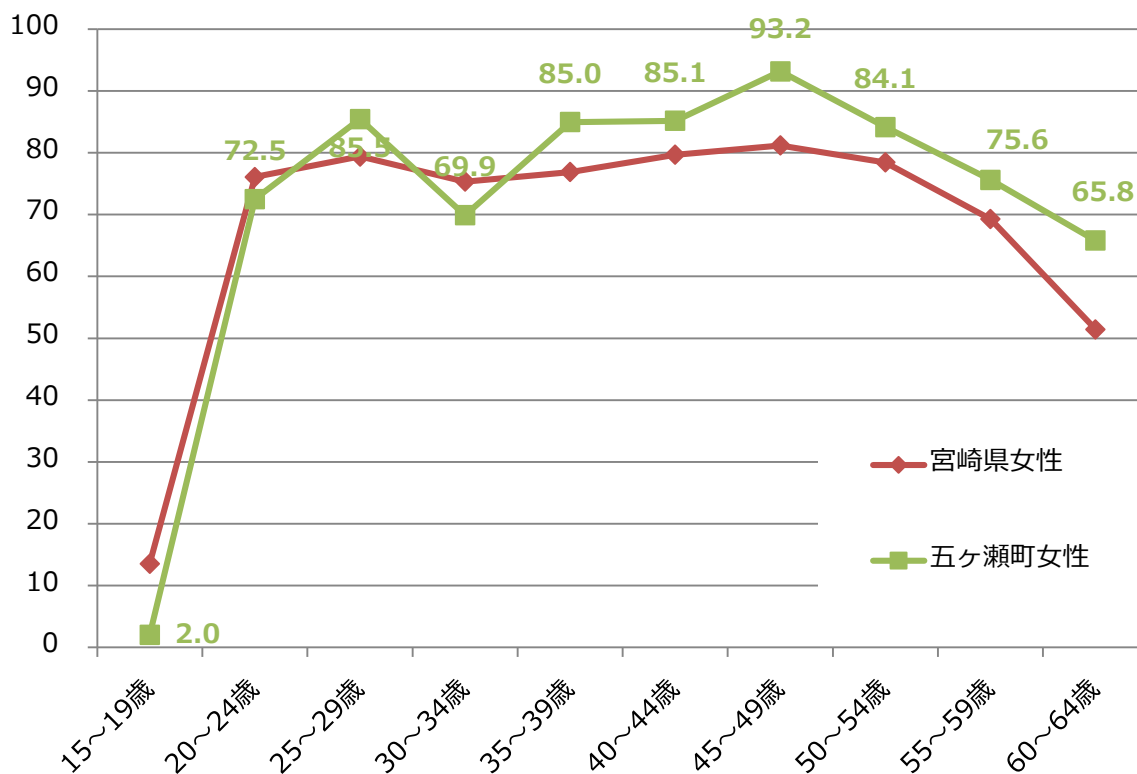


資料：住民基本台帳より集計

3 就業の状況

本町の女性の就業率は、ほとんどの年代で県平均を上回っているのが特徴的です。しかし、30歳から34歳では就業率は低くなり、出産の前後や育児時期に一時的に職を離れる女性が見られるM字カーブを描いています。

図：女性の就業率（M字カーブ）



資料：国勢調査



4 子ども子育て支援に関するアンケート調査結果の概要

この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

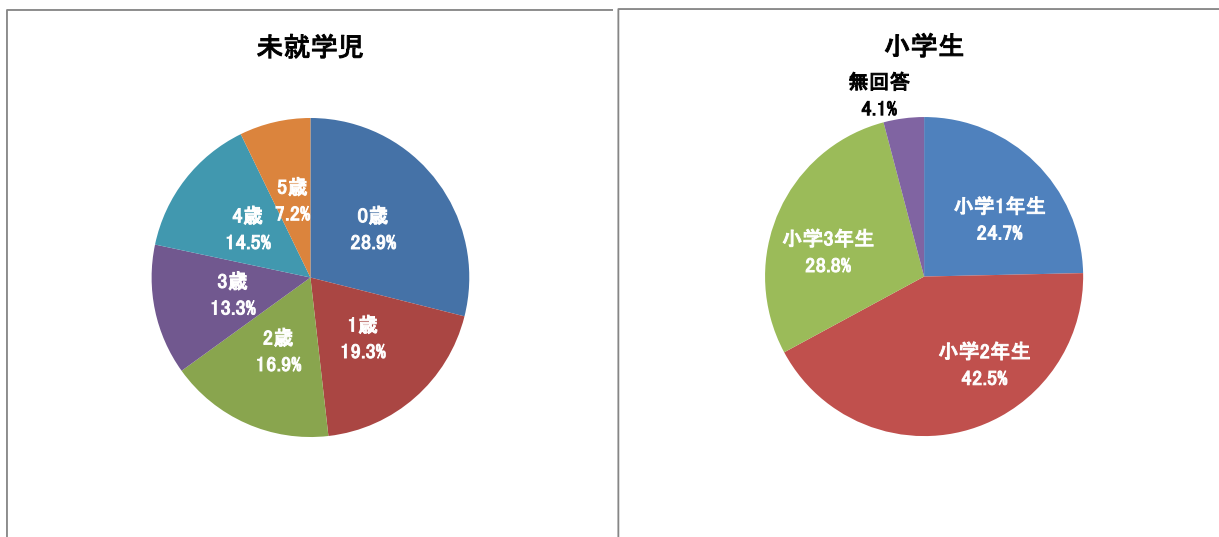
	就学前児童	小学1～3年生
配布方法	保育園等を通じた配布または郵送による配布	小学校を通じた配布または郵送による配布
回収方法	保育園等を通じた回収または郵送による回収	小学校を通じた回収または郵送による回収
抽出方法	末子を対象として、全数調査	小学1～3年生で、下学年を対象として、全数調査
配布数	121件	86件
有効回答数	83件	73件
有効回答率	68.6%	84.9%

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比を合計すると100%を超える場合があります。

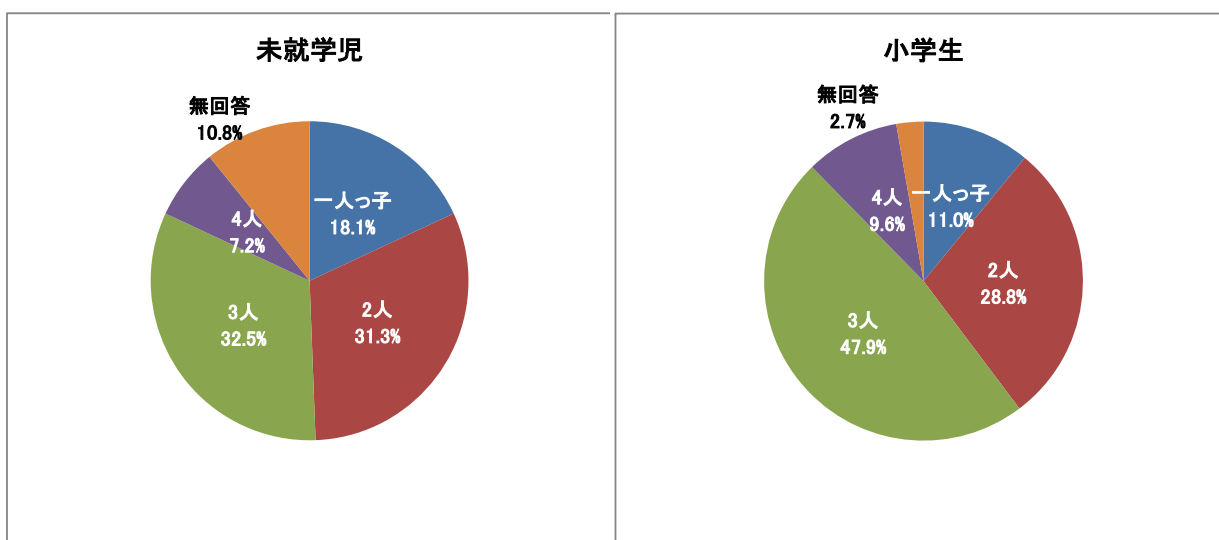
(1) 子どもの概況

調査対象とした子どもの年齢は、「3歳未満」が65.1%、「3歳以上」が35.0%となっています。
また、兄弟の数については、「3人」が32.5%と最も多く、次いで「2人」が31.3%、「一人っ子」が18.1%でした。

図：対象とした子どもの年齢



図：兄弟の数

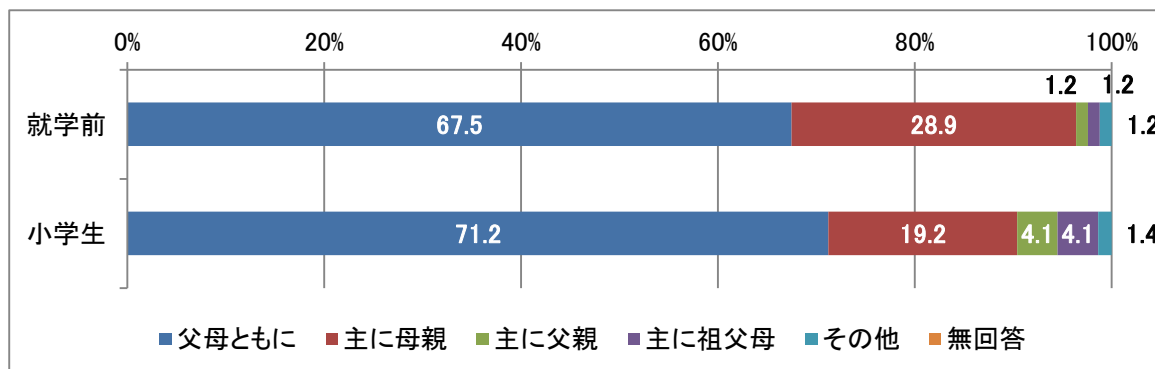


(2) 子育ての状況

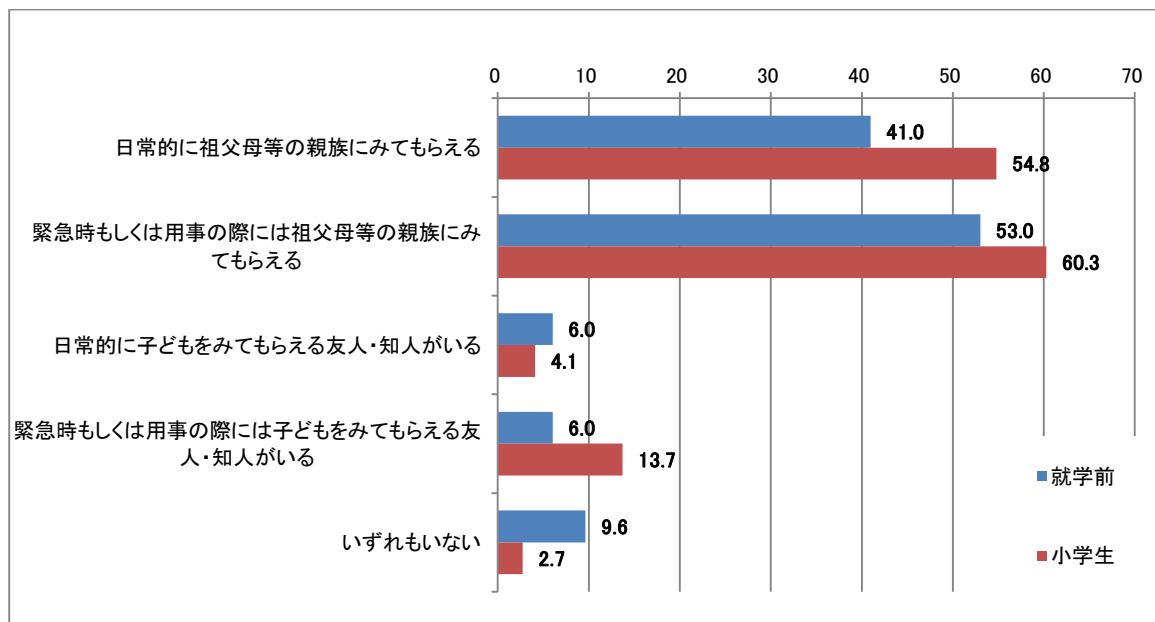
子育てを行っている人は、就学前児童、小学生ともに「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっています。

また、日常的に祖父母等の親族の協力を得られる人は就学前で約4割、小学生では半数以上となっています。この一方で、就学前児童で「いずれもない」(日頃、協力を得られる親族・知人がいない人)が1割いることが目立っています。

図：主に子育てを行っている人



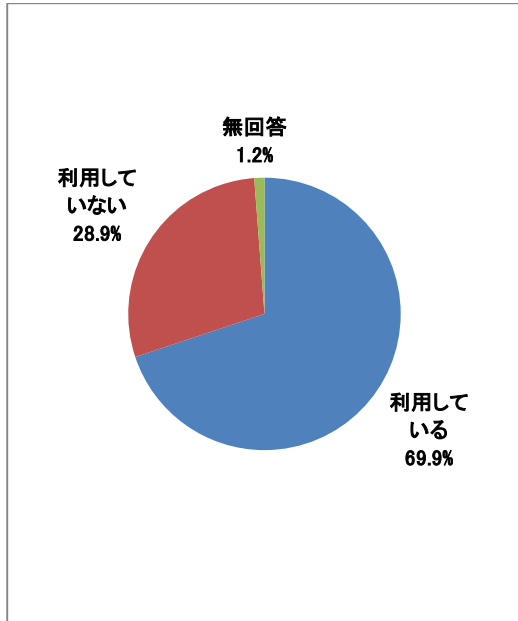
図：日頃、協力を得られる親族・知人の有無



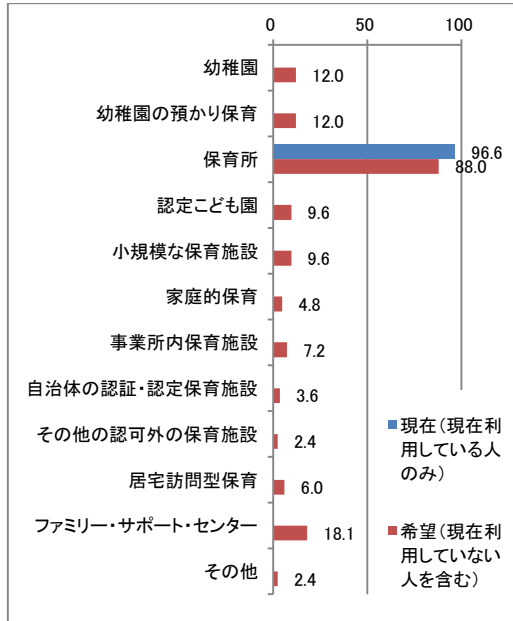
(3) 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向

定期的な教育・保育事業については 69.9%が利用しており、そのほぼすべての人が「保育所」と回答しています。今後、利用したい事業として、幼稚園や認定こども園など「教育」に対するニーズが1割程度みられました。

図：利用状況

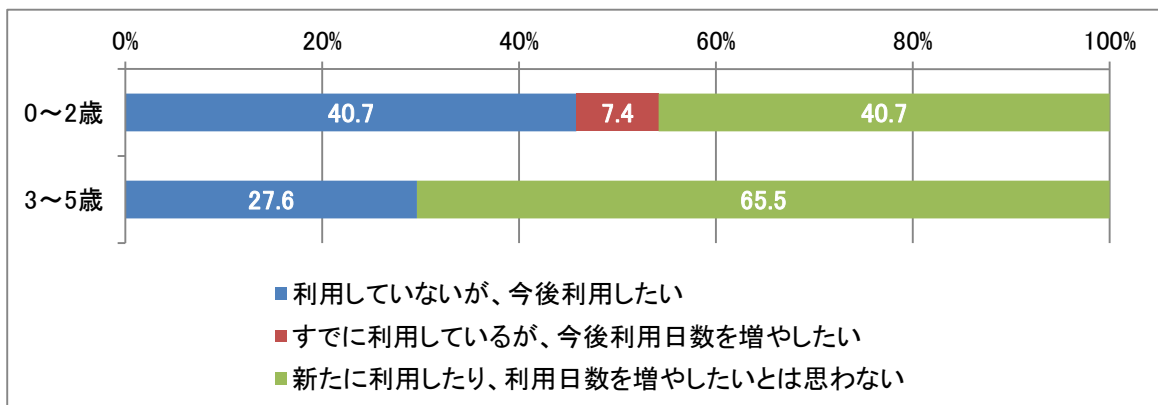


図：利用している事業と今後の利用意向



(4) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向

公共施設の空きスペース等の地域の身近な場所を活用して、子育て中の親子が気軽につどい、相互交流や育児相談、情報提供を行うなど子育て中の親子を支援する地域子育て支援拠点事業については、0～2歳の子どもの保護者の利用意向が高く、4割みられました。3～5歳では利用したいと思わない人が今後利用したいと考える人を大きく上回っています。

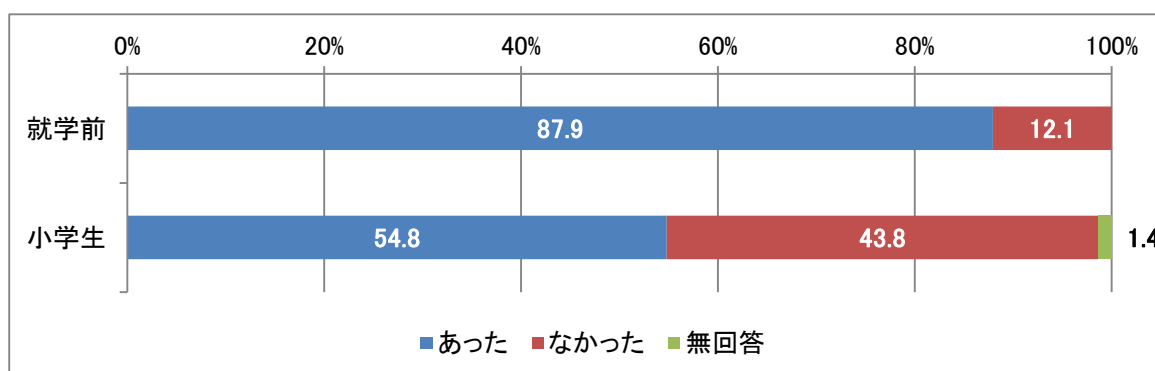


(5) 病気の際の対応

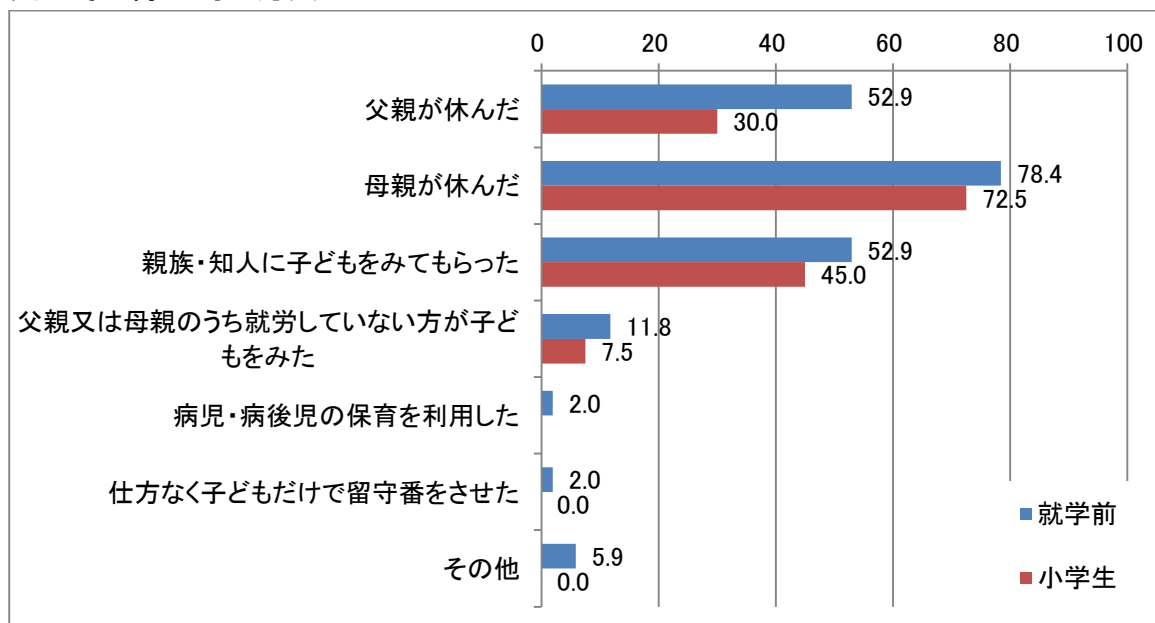
お子さんが病気やけがで、普段利用している教育・保育の事業を休ませた経験のある人は就学前が87.9%、小学生が54.8%でした。その際の対処方法は「母親が休んだ」が最も多く7割以上で、「親族・知人に子どもをみてもらった」、「父親が休んだ」が続き、多くは母親が対応していることがわかります。

保護者が休んで対応した経験のある人の病児・病後児のための保育施設等の利用意向は、利用したいと思う人が就学前で54.5%と半数を超えます。一方、小学生では利用したいと思わないが6割程度みられました。(次ページ参照)

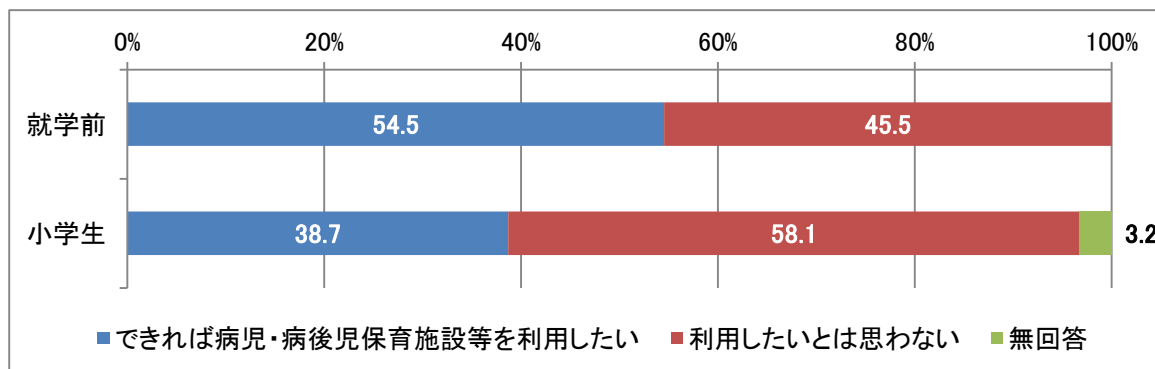
図：病気やけがで教育・保育の事業・小学校を休んだことがあったか



図：その際の対応方法



図：保護者が休んで対応した経験のある人の病児・病後児のための保育施設等の利用意向

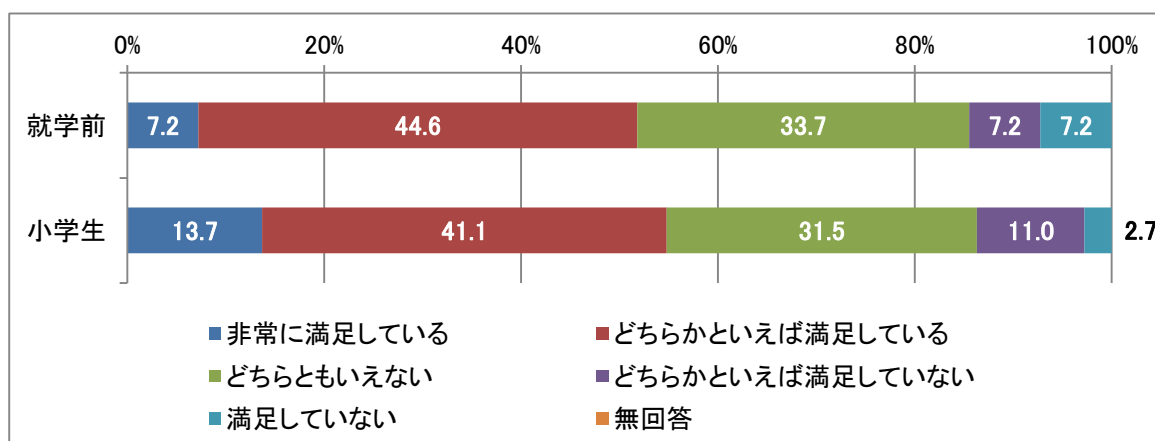


(6) 子育て全般について

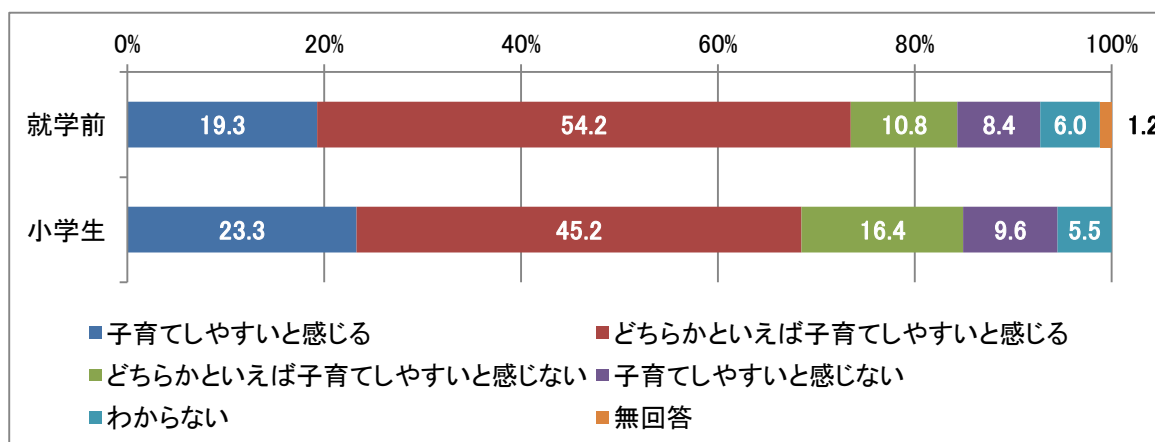
地域における子育ての環境に満足している人は就学前、小学生ともに半数を超えた程度にとどまっています。

一方で、子育てしやすい町と感じている人は就学前が 73.5%、小学生が 68.5%と7割近くに及んでいます。

図：地域における子育ての環境や満足度

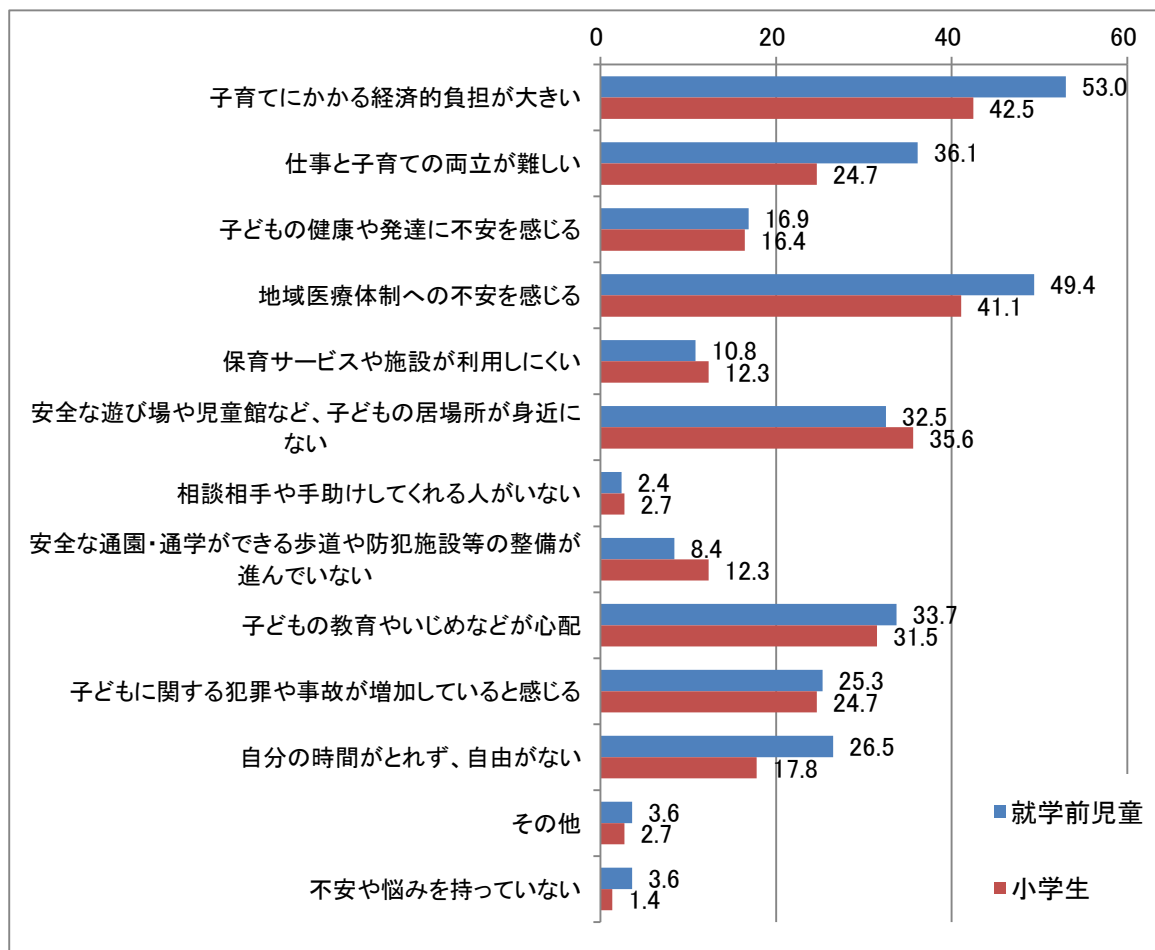


図：子育てしやすいまちだと感じるか



子育てをするうえでの不安や悩みを尋ねたところ、就学前と小学生では同様の結果であり、主な不安や悩みの内容は「子育てにかかる経済的負担が大きい」、「地域医療体制への不安を感じる」、「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」、「子どもの教育やいじめなどが心配」となっている。

図：子育てをするうえでの不安や悩み

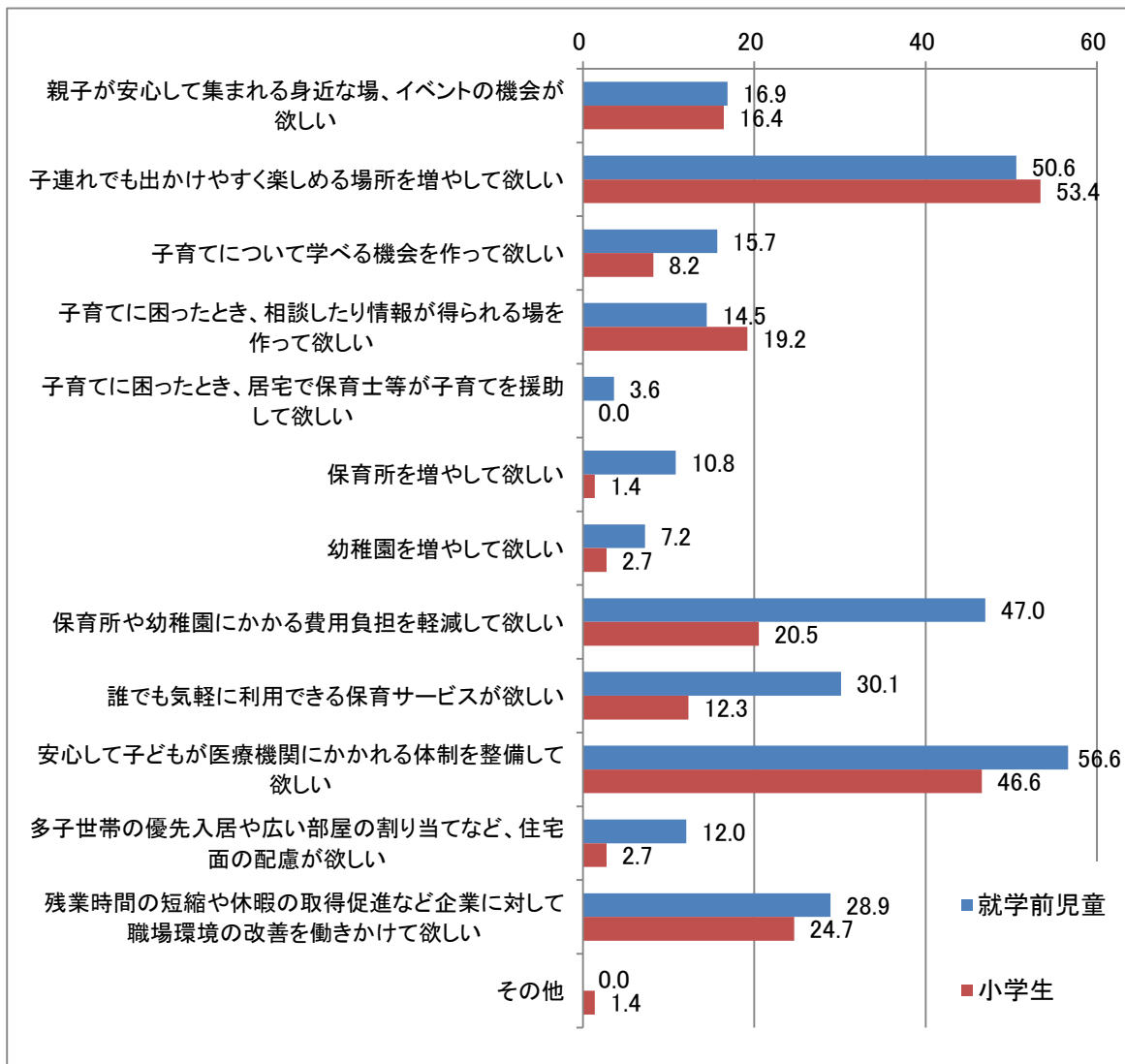


必要だと思う子育て支援策について、就学前、小学生とも希望が高い項目は、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、及び「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」となっています。

就学前児童では、この2項目について「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が続き、小学生では「残業時間の短縮や休暇の取得促進など企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」が続きます。

いずれにしろ経済的負担の軽減と医療体制の整備に加え、子どもと過ごす時間や場所の確保を望む声が多くあげられています。

図：必要だと思う子育て支援策



5 教育・保育サービスの利用状況

(1) 保育サービスの利用状況

平成24年から保育所は2か所となっていますが、入所者数は定員数に満たないため、余裕のある状態です。2保育所とも延長保育及び、一時預かりを実施しており、保護者のニーズに応えるよう努めています。

表：町内の保育所の定員数と入所者数 (毎年4月時点 単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
定員数	200人	200人	200人	155人	155人	155人
園数	4園	4園	4園	2園	2園	2園
入所者数	107人	104人	121人	126人	125人	127人
うち他町 受入れ	1人	1人	1人	2人	1人	2人
他市町村 利用者	13人	11人	7人	6人	6人	7人
一時 預かり	193人	155人	279人	238人	98人	

※延長保育は午前7時30分から午後6時30分まで実施しています。

平成25年度は保育士数の減少により「一時預かり」が減りましたが、平成26年より受入れ体制は確保されています。

(2) 放課後子ども教室の実施状況

平成22年からは全小学校で「放課後子ども教室」(1～6年生)を開催しています。

4つの小学校で1日あたり125人程度の利用があり、また平日だけでなく、長期休みにも開催しています。

表：放課後子ども教室の実施実績

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
箇所数	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
平均 開催日数	238日	224日	230日	236日	235日	240日

※平成26年は予定数。

(3) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。交流の場の提供・交流促進や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子ども・子育て支援に関する講習等があります。

町では、町立五ヶ瀬中央保育所に併設して、「子育て支援センター」を設置しています。平成24年度、平成25年度には年間3000人弱の親子が利用しました。今後も引き続き、ご利用いただけるよう事業をすすめていきます。

表：子育て支援センターの利用実績（年間の利用人数）

	H24	H25	H26
親子 利用人数	2834人	2846人	

(町内の子どもたち)



第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 子ども・子育ての基本理念と目指す子育ての姿

全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法を整備し、市町村の子育てニーズに適合した環境づくりをすすめるよう求めています。

本町においては、国の大きな問題である待機児童の問題は該当しないため、これまでの計画の基本理念である「子どもたちが元気にすくすくと育ち、親が子育てを楽しめるまち」を踏襲したいと考えます。

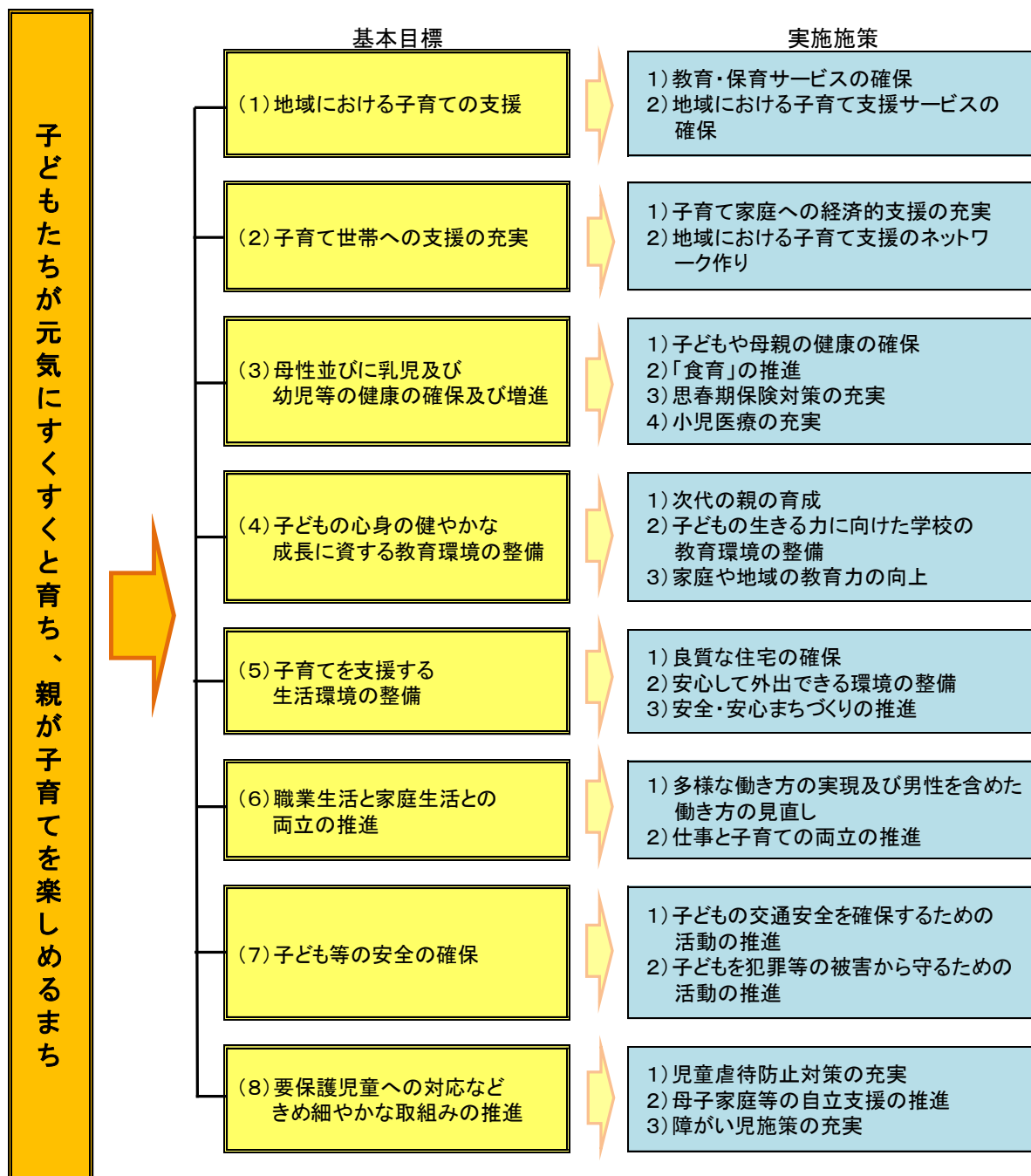
基本理念
**子どもたちが元気にすくすくと育ち、
親が子育てを楽しめるまち**

2 基本目標

本計画では、基本理念を実践するために、計画のあるべき姿を踏まえつつ、次の8項目を「子ども子育て支援計画における目標」として、総合的に施策を推進します。

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 子育て世帯への支援の充実
- (3) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- (4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (5) 子育てを支援する生活環境の整備
- (6) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (7) 子ども等の安全の確保
- (8) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

3 施策の体系図



第4章 施策の展開

1 地域における子育ての支援

(1) 教育・保育提供区域の設定

本計画を策定するにあたって、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定する必要があります。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

区域の設定について

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案すること。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めること。
- 地域型保育事業(家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)の認可が区域内の需要量と供給量に基づいて行われることを踏まえること。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は同様の区域設定を基本とすること。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態(区域の広狭)が事業ごとに異なる場合は、実状に応じて、それぞれに区域を設定することができること。

複数の区域を設定した場合、区域ごとに保育・教育の提供体制を確保する必要があります。本町の人口規模、子どもの数において複数の区域を設定することは、供給過多に陥りやすく、ひいては事業の継続が困難となる可能性があります。

区域を設定するにあたっては、基本指針において「区域の設定は、保護者の移動状況や地域の実情を勘案すること」とされているため、本町では、町内全域を教育・保育提供区域とすることを基本とし、需給調整を行うこととします。



(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

教育・保育の見込み量の設定については、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づく推計を行っています。

各年度における教育・保育の量の見込みと確保策については、以下のとおりです。

<見込み量と確保策>

単位：人

認定区分 量の見込み・確保方策		平成27年度				
		1号(3-5歳)	2号(3-5歳)		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み(A)		4	68	12	37	
他市町村の子どもの受入(B)						
幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)		4				
保育所・認定こども園(保育所部分)				117		
確保策	幼稚園	0				
	認定こども園(幼稚園部分)					
	認定こども園(保育所部分)		88	12	55	
	保育所					
地域型保育事業				0		
過不足		-4		38		
			20	0	18	

認定区分 量の見込み・確保方策		平成28年度				
		1号(3-5歳)	2号(3-5歳)		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み(A)		4	56	12	37	
他市町村の子どもの受入(B)						
幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)		4				
保育所・認定こども園(保育所部分)				105		
確保策	幼稚園	0				
	認定こども園(幼稚園部分)					
	認定こども園(保育所部分)		88	12	55	
	保育所					
地域型保育事業				0		
過不足		-4		50		
			32	0	18	

単位：人

認定区分 量の見込み・確保方策		平成29年度				
		1号（3-5歳）	2号（3-5歳）		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み（A）		3	53	12	36	
他市町村の子どもの受入（B）			0	53		
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）		3				
保育所・認定こども園（保育所部分）				101		
確保策	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）					
	認定こども園（保育所部分）		88	12	55	
	保育所					
地域型保育事業				0		
過不足		-3		54		
			35	0	19	

認定区分 量の見込み・確保方策		平成30年度				
		1号（3-5歳）	2号（3-5歳）		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み（A）		3	49	12	35	
他市町村の子どもの受入（B）			0	49		
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）		3				
保育所・認定こども園（保育所部分）				96		
確保策	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）					
	認定こども園（保育所部分）		88	12	55	
	保育所					
地域型保育事業				0		
過不足		-3		59		
			39	0	20	

認定区分 量の見込み・確保方策		平成31年度				
		1号（3-5歳）	2号（3-5歳）		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み（A）		3	48	12	35	
他市町村の子どもの受入（B）			0	48		
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）		3				
保育所・認定こども園（保育所部分）				95		
確保策	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）					
	認定こども園（保育所部分）		88	12	55	
	保育所					
地域型保育事業				0		
過不足		-3		60		
			40	0	20	

<今後の方向性>

平成 26 年 4 月現在、本町の待機児童は発生していないこと、また出生数を含めた 0～5 歳の未就学児の人口減少が予測されるため、保育ニーズが町内で減少し、居住地域によって、需給バランスの不均衡が起こる可能性があります。今後、状況に応じて解決策を検討し、調整を行います。

(3) 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

①利用者支援事業（新規）

<事業内容>

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が幼稚園、保育所等や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

<対象者>

就学前の乳幼児の保護者

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	箇所	0	0	0	0	0
確保策	箇所	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

今後も、町役場の窓口において利用者の申し込みや相談に対応していくこととします。また、子育て支援センターや保育所、関係機関等と連携し、総合的な相談・助言等に取り組んでいきます。専門相談員等の配置については、町民のニーズを把握しながら、本計画期間中に検討していきます。

②地域子育て支援拠点事業

<事業内容>

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。

通常の支援事業としては、交流の場の提供・交流促進や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等があります。

<対象者>

就学前の乳幼児とその保護者

<事業実績>

	単位	H24	H25
実施箇所数	箇所	1	1
来場者数	人日/月	236	237

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日/月	234	233	230	229	229
確保策	人日/月	234	233	230	229	229
	箇所	1	1	1	1	1

<今後の方向性>

既存の施設が質・量ともに十分な受け皿となるよう、事業内容の充実を図るとともに、積極的な広報活動を展開していきます。



③妊婦健康診査事業

<事業内容>

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。

<対象者>

すべての妊婦

<事業実績>

	単位	H24	H25
母子手帳交付件数	人/年	27	26
受診票交付数	枚/年	378	364
受診票利用数	枚/年	317	287
受診票利用率	%	83.9	78.8

<見込み量>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人/年	22	22	22	22	22
確保策	人/年	22	22	22	22	22

<実施施設>

近隣町村の医療機関等

<今後の方向性>

妊娠中の健康管理に役立てることができるよう、今後も引き続き、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」を交付し、妊婦健康診査費用の一部(最高 14 回分)を助成していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業

<事業内容>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う事業です。

<対象者>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

<事業実績>

	単位	H24	H25
出生数	人/年	25	25
訪問件数	件/年	25	21
訪問実施率	%	100.0	84.0

<見込み量>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人/年	22	22	22	22	22
確保策	人/年	22	22	22	22	22

<確保策>

本町の保健師で対応します。

<今後の方向性>

祖父母や近隣住民からの援助が不足している保護者が孤立しないよう、安心して子育てができるために必要な支援や助言を行っていきます。

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭については、保健師等により継続的な支援を実施していきます。

長期の里帰りや入院、訪問の同意が得られなかったなどの未訪問者の中にも支援が必要な家庭があると思われることから、関係機関との連携を図りながら、状況把握に努めていきます。

⑤養育支援訪問事業

<事業内容>

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

具体的な支援内容としては、産後の育児支援や簡単な家事等の援助、未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に関する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援などがあります。

<対象者>

養育支援が特に必要な家庭(妊産婦を含む)

<事業実績>

	単位	H24	H25
対象者数	人/年	0	0
訪問件数	件/年	0	0

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人/年	3	3	3	3	3
確保策	箇所数	0	0	1	1	1

<今後の方向性>

平成29年度から活動を開始できるよう部署を確保する予定です。それまでの期間については町役場窓口、保健師をはじめとする関係機関が連携を図りながら、必要な支援や助言を行うとともに、支援が必要な子どもの早期発見に努め、必要なサービスにつなげていきます。

⑥子育て短期支援事業

<事業内容>

保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う事業です。

本事業には利用目的や時間帯などにより、「短期入所生活援助(ショートステイ)事業」と「夜間養護等(トワイライトステイ)事業」の事業形態があります。

<対象者>

18歳未満の子ども

<見込み量>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日/年	0	0	0	0	0

<確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
ショートステイ	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所	※0	※0	※0	※0	※0
トワイライトステイ	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所	※0	※0	※0	※0	※0

<今後の方向性>

現在、町内では本事業に関する実績や、また保護者のニーズも見ることができません。本事業については、今後もニーズを把握しながら、実施について検討していきます。



⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

<事業内容>

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

具体的な援助活動としては、保育施設までの送迎や放課後における子どもの預かり、冠婚葬祭・買い物等の私用の際の一時預かりなどがあります。

<対象者>

おおむね3ヶ月からおおむね10才までの児童

<事業実績>

	単位	H21	H22	H23	H24	H25
※提供会員	人	0	0	0	0	0
※依頼会員	人	0	0	0	0	0
活動件数	件/年	0	0	0	0	0

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日/年	60	60	60	60	60
確保策	人日/年	60	60	60	60	60
	箇所	1	1	1	1	1

<今後の方向性>

多様化する子育てに関するニーズに対応するため、今後、既存のシルバー人材センターや有償ボランティア等における預り等の制度の周知を行い、提供会員の確保と人材の育成に取り組んでいきます。

町の広報紙やホームページなどを通じて、事業の周知を図ります。

⑧一時預かり事業

<事業内容>

保育所を定期的にご利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業です。

新制度の施行に伴い、現行の一時預かり事業を基本としますが、特に幼稚園における預かり保育については、私学助成等から本事業へ移行されます。

<対象者>

幼稚園型以外:保育所を定期的にご利用していない就学前の乳幼児

<見込み量と確保策>

◎幼稚園型以外【一時預かり（在園児対応型を除く）】

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
確保の方策	人日/年	265	220	200	185	180
	箇所	2	2	2	2	2

<今後の方向性>

現在の2つの町立保育所にて、事業の周知を図り、受け入れ体制を構築し、ニーズに対応していきます。



⑨延長保育事業

<事業内容>

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の 11 時間の開所時間を超えて、さらに 30 分以上、保育時間の延長を行う事業です。

新制度においては、保育所の利用について 11 時間利用を基本とする「保育標準時間」と 8時間利用を基本とする「保育短時間」が設定されます。

<対象者>

2号認定(保育利用)及び3号認定の乳幼児

<事業実績>

	単位	H24	H25
保育所数	箇所	2	2
開所時間 11 時間超	箇所	2	2
利用実人数	人/年	0	0

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人/年	61	55	52	50	50
確保策	人/年	61	55	52	50	50
	箇所	2	2	2	2	2

<今後の方向性>

平成 26 年現在、町立保育所 2 園で18時30分までの延長保育を実施しており、現状の受け入れ体制で対応していきます。

⑩病児・病後児保育事業

<事業内容>

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。

<対象者>

下記のすべての要件を満たしている児童

- ・原則として、生後2ヶ月から小学校3年生までの児童
- ・病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童
- ・保護者の勤務等の都合により家庭で保育が困難な児童

<事業実績>

保育所	単位	H24	H25
実施箇所数	箇所	0	0
述べ利用日数	人日/年	0	0

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日/年	123	110	105	100	99
確保策	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

現在、病児・病後児保育について対応のできる施設は町内にありません。今後は関係機関や近隣町村も含めて検討を進めていきます。



⑪放課後児童健全育成事業

<事業内容>

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

<対象者>

小学1年生から6年生までの児童

<事業実績>

◎放課後児童健全育成事業

	単位	H24	H25
小学校数	箇所	0	0
実施箇所数	箇所	0	0
利用実人数	人/年	0	0

◎参考 放課後子ども教室

	単位	H24	H25
実施箇所数	箇所	4	4
利用実人数	人/年	194	178

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
低学年	人/年	10	11	11	11	9
高学年	人/年	12	10	10	9	10
量の見込み	人/年	22	21	21	20	19

<確保策>

◎放課後児童健全育成事業

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
低学年	人/年	10	11	11	11	9
高学年	人/年	12	10	10	9	10
合計	人/年	22	21	21	20	19
	箇所	4	4	4	4	4

◎参考 放課後子ども教室

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
確保策	人/年	180	180	180	180	180
	箇所	4	4	4	4	4

<今後の方向性>

現在、全小学校区で実施中の放課後子ども教室が学期中は週に5日、また長期休みの際にも一定期間行われており、保護者の利用もすすんでいるため、この事業を引き続き「放課後児童クラブ」に対応する事業として継続して行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

<事業内容>

幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

<対象者>

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当する者

<今後の方向性>

国の動向に応じて、実施していきます。



⑬多様な主体の参入促進事業（新規）

<事業内容>

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。

<対象者>

特定教育・保育施設等に新たに参入する民間事業者

<今後の方向性>

今後は事業者からの申請にもとづき、必要に応じて事業を展開することとします。



2 子育て世帯への支援の充実

子どもを産み、育てることに対する負担を感じさせる要因のひとつとして、出産や育児、教育、医療費等、子育てにかかる費用が家計を圧迫するなど、経済的負担の大きさがあります。子育てを担う若い世代への医療費や教育費等の負担の軽減、各種手当等の諸制度の普及促進など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

また、子育て家庭が必要とする情報提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、子育て世帯への支援を推進します。

(1) 子育て家庭への経済的支援の充実

【実施事業】

児童手当		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長を願って支給する児童手当について、国の制度に従い支給します。	
今後の方針	出生や転入時に制度の周知を図り、対象となる全世帯に手当が支給されるよう制度の広報・普及に努めます。	

こども医療費助成事業		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	医療費の一部を助成することで、乳幼児期、児童期における疾病等の治療に係る経済的負担を軽減し、こどもの福祉の向上と健全な発育の促進を図ります。	
今後の方針	定期的な検証を行いながら、今後も引き続き医療費の助成を行います。	

子育て世帯の経済的負担の軽減		新規
担当課	住民福祉課	
事業概要	子どもを産み、育てることへの経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診時の交通費の助成や出産祝金の支給など各種施策の検討を行います。	
今後の方針	子育て世帯や今後、子育てを行う若い世代の意見を取り入れ、関係機関と協議のうえ、様々な事業を検討し、さらなる少子化対策の推進に努めます。	

(2) 地域における子育て支援のネットワークづくり

【実施事業】

地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的の提供するために、保育所、児童委員、健康づくり推進委員の活用を図り、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成します。	
今後の方針	子育て支援センターを核にネットワークの形成を図ります。	

子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	各種の子育て支援サービス等が、地域の皆さんに十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等によって情報提供を行います。	
今後の方針	平成26年度作成の子育てガイドブックを活用し、情報提供に努めます。また、必要に応じ見直しを行うこととします。	

子育てに関する意識啓発等の推進		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	地域住民のすべての方が、子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を推進します。	
今後の方針	子育て支援センターを核に関係機関との連携により、充実を図ります。	

(3) その他

【実施事業】

地域子育て世代間交流の推進		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	地域の高齢者に地域の子育て支援に参画していただき、世代間交流を進めながら豊かな子育て支援を進めます。	
今後の方針	子育て支援センターを核として、世代間の交流の推進を行います。また、学校行事、地域行事を活用して、交流の機会を増やします。	

3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、また、すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・支援の強化を推進します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築を推進します。

(1) 子どもや母親の健康の確保

【実施事業】

母子手帳交付と健康づくり推進委員活動		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	<p>母子手帳に関しては、希望がある場合は随時対応しています。(事前に連絡をいただくと助かります。)</p> <p>母子手帳交付の際、希望された方のみ町内の健康づくり推進委員活動や子育て支援センターに関する情報提供を行い、各地区で安心して妊娠から出産が迎えられるよう身近な相談役として周知しています。</p>	
今後の方針	<p>地域で子育てを支えるネットワークの一員として、健康づくり推進委員や子育て支援センターでの活動を支援します。</p> <p>また、母子手帳と同時に発行する受診票を利用し、定期的な妊婦健康診査の受診を徹底していきます。</p>	

乳幼児健診		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	<p>出生後に医療機関よりフォローが必要とされた乳児については訪問し、4ヶ月健診の受診勧奨を行います。</p> <p>4ヶ月・7ヶ月・12ヶ月を対象として乳児健診を、1歳半児・3歳半児・5歳児を対象として幼児健診を実施しています。また、経過観察の必要な乳幼児については、再受診の勧奨を行います。</p> <p>5歳児健診は、就学に向けた子育て相談や心理発達相談において支援する大切な健診であるため、平成18年度から実施しています。</p> <p>実施時期 毎月 第4金曜日 熊大発達小児科医による診察</p>	
今後の方針	<p>育児相談、心理発達相談を強化し、医療、保健、福祉等関係機関と連携した支援を行います。</p>	

訪問指導		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	<p>生後 1～2 ヶ月の乳児を対象に、保健師による家庭訪問を実施しており、了解のもとに子育て支援センターの職員との同伴訪問も実施しています。</p> <p>また、乳幼児健診において経過観察になった子どもについても保健師による定期的な訪問を行い、必要に応じて保健所、児童相談所などの関係者との同伴訪問を行います。</p> <p>また、保育所と連携した支援を行うため、臨床心理士やコーディネーターと保育場面の行動観察等にも力を入れています。</p>	
今後の方針	<p>乳幼児健診経過観察者については、今後も関係者との連絡調整のもと必要に応じた訪問を進めていきます。</p> <p>出産後できるだけ早期に訪問し、抱える不安の軽減につなげ、継続支援の必要な乳幼児に対して適切な対応を進めていきます。</p> <p>事例によって必要な場合は関係者が集まり、対応を検討するネットワーク会議の開催も検討します。</p>	

母親（妊婦）学級		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	<p>出産や育児の不安を話したり、相談したりすることで、悩みの軽減を図ったり、仲間作りからゆとりある子育てを目指して、母親（妊婦）学級を年に数回開催します。</p>	
今後の方針	<p>安心して妊娠から出産を迎えられるよう妊娠中の健康管理や日常生活の過ごし方を中心に実施していきます。</p>	

育児学級		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	<p>育児の不安を話したり、相談したりすることで、悩みや不安の軽減を図ったり、仲間づくりからゆとりある子育てを目指して育児学級を年に数回開催します。</p>	
今後の方針	<p>育児学級の内容に関して、子育て支援センターと連携のもと、母子だけに限らず高齢者や地域の方、学校や保育所等包括的な関わりの中での実施を検討します。</p>	

祖父母学級		開始
担当課	住民福祉課	
事業概要	<p>三世代・四世代の家庭も多く、共働きも多くなっています。そのような中で、祖父母の支援が大きいといえます。祖父母の役割を支援していく必要があります。</p>	
今後の方針	<p>子育て支援センターとの連携のもと育児学級等に取り入れていきます。</p>	

歯科健診		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	1歳6ヶ月児・3歳6ヶ月児・5歳児を対象に歯科健診を実施し、歯科健診後に保健師によるむし歯予防指導を行います。	
今後の方針	町内歯科医師との連携のもと、むし歯予防の徹底を図ります。	

フッ素塗布		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	2歳、2歳半、3歳、3歳半、5歳の幼児を対象にフッ素塗布を実施します。3歳半、5歳の対象者については歯科健診の際に同時に実施し、2歳、2歳半、3歳の対象者については個人通知を行います。	
今後の方針	今後はさらにフッ素塗布に関する正しい知識の普及につとめ、乳幼児健診、育児学級での周知を図ります。	

保育所との連携（むし歯予防学級・フッ化物洗口）		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	町内の2公立保育所にて、歯科医師・歯科衛生士・保育士との連携を図りながら、むし歯予防学級を実施します。 また、保育所児童のむし歯予防を目的に歯科医師や保育士との連携を図り、町内2公立保育所においてフッ化物洗口を実施します。（5日法にて）	
今後の方針	就園、就学前のむし歯予防有病率の低下を図るためにも、歯科医師や歯科衛生士、保育士との連絡調整を図りながらさらに充実したむし歯予防教室を進めます。また、フッ化物洗口の継続に努めます。	

予防接種（定期予防接種）		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	予防接種法の規定により、疾病の発症及び重症化の防止、並びにその流行の予防を図ることを目的に定期予防接種を実施します。接種費用は公費負担であるため、被接種者は無料で接種することができます。 対象者には個別に通知を行い、接種の勧奨を行います。また、スムーズに接種が受けられるように町立病院や熊本の小児科医院、宮崎県医師会と契約を結んでいます。	
今後の方針	今後は、自己負担である「任意予防接種」の費用に対し、一部助成を行うなど保護者の経済的負担の軽減を図ります。	

(2) 「食育」の推進

【実施事業】

「食育」の推進		継続
担 当 課	住民福祉課 教育委員会	
事 業 概 要	保育分野や教育分野を始めとするさまざまな分野と連携しつつ、妊娠期、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めるとともに、食事作り等の体験活動等の充実を図ります。	
今後の方針	「乳幼児健診時栄養相談」や保育所・子育て支援センター・学校・教育委員会との連携を通して、食を中心とした乳幼児期から学童期までの健康づくり推進に努めます。	

(3) 思春期保健対策の充実

【実施事業】

思春期教室関係		継続
担 当 課	住民福祉課 教育委員会	
事 業 概 要	学校との連携を図りつつ、性や性感染症予防、むし歯予防や喫煙、薬物等に関する正しい知識の普及を進めていきます。	
今後の方針	学校並びに教育委員会との連携を図りながら、乳幼児から学童期まで子どもの健康づくり推進に努めます。	

(4) 小児医療の充実

【実施事業】

小児医療関係		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣の市町村及び関係機関との連携を図ります。	
今後の方針	今後も県や近隣の市町村及び関係機関との連携を図ります。	

4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、さまざまな支援体制の充実を推進します。

学校・家庭・地域等、地域資源のネットワークにより、子どもを育てる喜びを実感できる仕組みづくりを推進するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力の向上を推進します。

(1) 次代の親の育成

【実施事業】

中学生の乳幼児ふれあい体験		継続
担当課	教育委員会 住民福祉課	
事業概要	中高生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育所での職場体験や乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。	
今後の方針	学校の授業や行事、健診等を活用し、今後も継続して実施します。	

(2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

① 確かな学力の向上

【実施事業】

学力向上アクションプランの充実		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	児童生徒の確かな学力の育成をめざし、指導者の資質向上のための研修への参加を推進します。	
今後の方針	町の特性を生かした、五ヶ瀬教育ビジョンの基盤を固めながら積極的に推進します。	

地域間学校交流の推進		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	五ヶ瀬教育ビジョンに基づく豊かな体験活動を推進します。	
今後の方針	事業内容の検証を行い、さらに推進します。	

② 豊かな心の育成

【実施事業】

道徳教育の教師用指導手引書を全小中学校の学級に配布		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	手引書を配布し道徳教育の充実を推進します。	
今後の方針	継続して実施します。	

「心の先生」の配置		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	「心の先生」の配置については、必要性・状況に応じて、人材を確保し活用の方 向で推進します。	
今後の方針	今後も学校、保護者等との情報交換等を行いながら、必要に応じて検討します。	

「心の教室相談員」の配置		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	「心の教室相談員」の設置については、必要に応じて検討します。	
今後の方針	今後も学校、保護者等との情報交換等を行いながら、必要に応じて検討します。	

「わたしたちの道徳」を全小中学生に配布し、道徳性の向上を図る事業		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	「わたしたちの道徳」を配布し積極的な活用促進を行い、道徳性の向上を図る事 業を積極的に推進します。	
今後の方針	今後も継続して実施します。	

体験型環境学習の推進		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	豊かな自然の中で、自然観察、保護活動、体験活動などに取り組み、自然を愛す る心を育て豊かな人間性を育むため、発達段階に応じて児童生徒が体験を通じて環 境教育について学ぶ機会が充実されるよう推進します。	
今後の方針	学校行事を始め、地域や各種団体等が実施する事業の支援を行いながら推進しま す。	

学校内外における、農業・林業体験学習の推進		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	町の特産物である茶摘み、椎茸栽培や田植え等の体験学習並びに専門的知識を持 った地域の人材を活用した学習を通して、豊かな心の育成の場を確保しています。	
今後の方針	今後も地域の専門的知識を持った人材の活用を支援し、事業を推進します。	

③ 健やかな体の育成

【実施事業】

部活動わくわくプラン21の充実		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	専門教員が不在の部活動に対し、外部指導者の活用を図り、運動部活動の活性化を図ります。	
今後の方針	学校、生徒、保護者との協議の機会を設け、部活動の充実を図ります。	

④ 信頼される学校づくり

【実施事業】

学校いきいきプランの充実		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	非常勤講師や特別支援教育支援員を雇用し、子ども達一人一人に目配りのきいた教育に取り組みます。	
今後の方針	今後も町雇用を断続し、学校教育の活性化を推進します。	

道徳教育の推進、教員の指導力の向上事業		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	道徳教育を推進するため、国、県等が行う研修会等の参加及び教員相互の授業参観を行い、指導力向上を図ります。	
今後の方針	関係機関との連携を図り、積極的に推進します。	

「防犯教室」等の学校安全の充実等の総合的な取組の推進		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	学校での児童生徒の安全を確保するために関係機関と連絡を密にし、防犯訓練等の取組を実施します。 また、放課後こども教室や地域住民の見守りによる取り組みを推進します。	
今後の方針	関係機関との連携を図り、放課後こども教室を充実するとともに、高齢者や地域住民の協力のもと、子どもたちの安全・安心を見守る取り組みを推進します。	

学校評議委員制度の活用		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	必要に応じて検討します。	
今後の方針	必要に応じて検討します。	

(3) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実

【実施事業】

家庭教育学級、講座の開催		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	各学校で家庭教育学級を開催するとともに、合同講演会等を開催します。また、講師等の情報提供や情報の共有を行い、家庭教育学級の充実に努めます。	
今後の方針	今後も学校、保護者等の連携を図り継続して実施します。	

就学時健診等の機会を活用した家庭教育に関する講座の実施		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	就学時健診等の機会を活用した家庭教育に関する講座の実施に取り組みます。	
今後の方針	就学時に不安解消・支援に努め、家庭教育に関する学習者が進んで参加できるような方策を検討します。	



② 地域の教育力の向上

【実施事業】

野外活動等自然体験活動の取組の推進		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	豊かな自然に囲まれた地域特性のもとに自然体験活動に取り組み、民間団体等が行う体験活動にも積極的な参加を促すなど、地域一体となった支援体制の確立に努めます。	
今後の方針	今後も関係機関、関係団体と連携を図り、継続して実施します。	

親子による交流、自然体験学習の開催		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	親と子が共に活動に参加できるように、家庭、学校、地域の連携を深め、親子のふれあい活動等への積極的な参加を推進します。	
今後の方針	現在、各学校や親子会単位で取り組んでいますが、今後は、教育委員会主催での事業計画も検討します。	

子どもたちがスポーツを楽しむための環境づくりを 学校・地域・家庭で総合的な方策を展開する事業		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	子どもたちがスポーツを楽しむための環境づくりのため、学校・地域・家庭で総合的な方策を展開します。	
今後の方針	積極的に学校施設の開放を行い、スポーツ少年団等の活動支援等を引き続き行います。	

文化活動や鑑賞機会を充実		継続
担当課	教育委員会	
事業概要	地域に残る伝統文化（神楽等）の伝承活動、町内学校が一同に会しての音楽発表会などを開催し、年間事業の中で本物の芸術を鑑賞する機会の提供に努め、文化活動や鑑賞機会の充実を推進します。	
今後の方針	今後も保存会、保護者等の協力を得ながら推進します。	

子育てサポートの要請、配置		継続
担当課	教育委員会 住民福祉課	
事業概要	子ども達への絵本の読み聞かせグループ「つくしんぼ」の協力のもと、子育てサポートの充実に努めます。	
今後の方針	今後も継続して、絵本の読み聞かせグループ「つくしんぼ」の活動支援を行うとともに、子育て支援センターを核とした子育て支援体制を整えます。	

5 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適に生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動できる都市空間を整備します。

さらに安心・安全して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なまちづくりを推進します。

(1) 良質な住宅の確保

【実施事業】

子育て期の多子世帯への優先入居		継続
担当課	税務財政課	
事業概要	公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、考慮します。	
今後の方針	入居相談や申し込みに際し、今後も考慮して推進します。	

住宅確保に関する情報提供		継続
担当課	税務財政課 地域振興課	
事業概要	持家または借家を含め、広くゆとりある住宅確保に関する情報提供に努めます。	
今後の方針	今後も関係各課と情報共有を図り、情報提供に努めます。	

(2) 安心して外出できる環境の整備

【実施事業】

公共施設等のバリアフリー化推進		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	妊産婦、乳幼児連れの方など、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等における段差の解消等のバリアフリー化を推進します。	
今後の方針	今後整備する施設等については、関係各課、機関と連携を図り、バリアフリーとし、既存施設については、可能な限り改修等を検討し、バリアフリー化に努めます。	

子育てバリアフリー化の推進		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	公共施設等において、オムツ交換台、ベビーチェア、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備に努めます。	
今後の方針	今後整備する施設については、関係各課、機関と連携を図り、バリアフリー施設とし、既存施設については、可能な限り改修等を検討し、バリアフリー化に努めます。	

(3) 安全・安心まちづくりの推進

【実施事業】

通学路や公園等における防犯設備の整備		継続
担当課	住民福祉課 総務課 教育委員会	
事業概要	通学路や公園等における防犯灯の整備の推進に努めます。	
今後の方針	今後も各種事業等を活用し、整備の推進に努めます。	

安全・安心のみちづくり		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	道路、公園、駐車場、公衆便所、共同住宅の構造・設備の改善及び防犯設備の整備を推進するとともに、これらの必要性に関する広報啓発活動に努めます。	
今後の方針	今後も関係各課、機関との連携を図り推進に努めます。	



6 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える、働きやすい環境づくりを推進します。

さらに、国、県、事業主、地域住民、関係団体等との連携を図り、広報・啓発・情報提供を推進します。

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

【実施事業】

多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	<p>男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方が選択できるようにするとともに、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりの推進が必要とされています。</p> <p>本町としては、国、県と連携をとりながら企業の事業主、従業員、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発・情報提供等の推進に努めます。</p>	
今後の方針	今後も関係機関と連携を図り広報・啓発・情報提供等の推進に努めます。	

(2) 仕事と子育ての両立の推進

【実施事業】

仕事と子育ての両立のための社会資源の整備		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	仕事と子育ての両立を支援するために、保育サービスの充実や、地域子育て支援センターにおいて様々な取り組みを行います。	
今後の方針	子ども・子育て会議を継続し、保育サービスの充実や子育て支援センターでの取り組みについて評価を行い、さらなる子育て支援の充実を目指します。	

仕事と子育ての両立支援のためのセミナー、会議の開催等		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	<p>仕事をしている方、経営者の方、地域住民の皆さんを対象に仕事と子育ての両立のためのセミナーや会議を開催します。</p> <p>また、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。</p>	
今後の方針	関係機関、関係団体との連携を図るとともに、子育て支援センターを核として、両立支援のための取り組みを行います。	

7 子ども等の安全の確保

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境の悪化が危惧されています。

子どもや保護者を危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携し、子どもの一人歩きに不安を感じなくてもすむ、まちづくりを推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【実施事業】

交通安全教育の開催		継続
担当課	総務課 教育委員会 住民福祉課	
事業概要	子どもや保護者の方を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育や各地域での法令講習等を実施します。	
今後の方針	保育所、学校等で実施される交通安全教室等の支援を行うとともに、法令講習等を実施し啓発活動を行います。	

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【実施事業】

子どもを対象とした防犯指導の実施、防犯機器の貸与		継続
担当課	総務課 教育委員会	
事業概要	子どもを対象とした防犯指導の実施、防犯機器の貸与を積極的に行います。	
今後の方針	今後も防犯指導、防犯機器の配布を継続して実施します。	

「子ども連絡所」等緊急避難場所の設置促進		継続
担当課	総務課 教育委員会	
事業概要	「子ども連絡所」等緊急避難場所の設置を推進します。	
今後の方針	今後も継続して推進し、情報提供に努めます。	

おもいやりGネットワーク		継続
担当課	住民福祉課	
事業概要	社会生活の中で犯罪や悪質な行為を受けやすい児童や高齢者の生活を見守り、支援し、地域住民が安心して暮らせるまちづくりをめざします。	
今後の方針	今後も、おもいやりGネットワークによる活動を継続します。	

8 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援対策を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

【実施事業】

虐待防止ネットワークの設置、活用（早期発見・早期対応）		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	専門職による要保護児童等対策地域協議会を平成19年度に設置し、児童虐待等の早期発見・早期対応に取り組んでいます。	
今後の方針	今後も関係機関等との連携を図り、早期発見・早期対応に取り組みます。	

県北地区児童虐待防止連絡協議会		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	県北地区児童虐待防止連絡協議会を積極的に推進します。 延岡児童相談所に設置し、年1回関係機関等による連絡会を開催し、防止策、早期発見、早期対応等について協議します。	
今後の方針	児童委員とともに協議会へ参加し、情報を共有し積極的に推進します。	

児童虐待の疑いが発生し早期対応が望まれる場合		継続
担 当 課	住民福祉課 教育委員会	
事 業 概 要	児童虐待の疑いが発生し早期対応が望まれる場合、関係機関（延岡児童相談所、高千穂保健所、西臼杵支庁福祉課、五ヶ瀬町住民福祉課、（保健師、保育士を含む））等により速やかに対応策を検討します。	
今後の方針	今後も関係機関と連携を図り早期対応に努めます。	

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

【実施事業】

母子家庭に対する相談体制の充実		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	西臼杵支庁福祉課の母子自立支援員及び五ヶ瀬町母子福祉協議会との連携を図り、母子家庭に対する相談体制の充実を積極的に推進します。	
今後の方針	今後も関係機関との連携を図り継続して推進します。	

ひとり親家庭・寡婦福祉資金の貸付		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	西臼杵支庁福祉課の母子自立支援員及び町内の民生委員等との連携を図り、ひとり親家庭・寡婦福祉資金の貸付の支援を積極的に推進します。	
今後の方針	相談に対し、支庁福祉課へ繋ぐとともに情報提供に努めます。	

ひとり親家庭医療費助成事業		継続
担 当 課	住民福祉課	
事 業 概 要	医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭における疾病等の治療に係る経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の福祉の向上と健全な発育の促進を図ります。	
今後の方針	定期的な検証を行いながら、今後も引き続き医療費の助成を行います。	

(3) 障がい児施策の充実

【実施事業】

保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化		継続
担 当 課	住民福祉課 教育委員会	
事 業 概 要	障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、五ヶ瀬町障害福祉計画をはじめとする個別福祉計画との調和を図ります。 また、障がいの早期発見・早期対応など、施策の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育に関する関係機関と連携して取り組みます。	
今後の方針	今後も各種計画との整合性を図り、関係機関との連携強化に取り組みます。	

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の充実		継続
担 当 課	住民福祉課 教育委員会	
事 業 概 要	適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備など、ライフステージにあわせた障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供に努めます。	
今後の方針	今後も関係機関と連携を図り、不足しているサービスに対する課題を整理しながら事業の充実に取り組みます。	



第5章 計画の推進体制

1 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当課が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう心掛けます。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者は、積極的に地域活動に参加するよう心掛けます。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう心掛けます。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携

本町は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担って頂くとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となります。この際、円滑な連携が可能となるよう、本町は積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、本町は、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・県との連携、関係課の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。



資料

五ヶ瀬町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、五ヶ瀬町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、答申又は意見を述べることができる。

- (1) 五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要であると認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員に対し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

五ヶ瀬町子ども・子育て会議委員名簿

※順不同

所属職名	氏名
議会文教厚生委員会委員長	甲 斐 政 国
公民館長会会長	御 舟 省 三
民生児童委員協議会会長	大 鶴 良 夫
主任児童委員	橋 本 文 代
子育て支援センター	本 田 則 子
三ヶ所小学校放課後子ども教室代表	藤 岡 吉 照
社会福祉協議会事務局長	津 隈 栄 一
校長会会長	押 方 彰 一
P T A連絡協議会会長	佐 伯 和 男
五ヶ瀬中央保育所保護者会長	佐 伯 一 朗
鞍岡保育所保護者会長	飯 干 啓 司
五ヶ瀬中央保育所園長	黒 木 妙 子
鞍岡保育所園長	甲 斐 富 久 美
教育委員会次長	武 内 秀 元
住民福祉課健康増進グループ長	中 村 美 保 子

事務局	氏名
住民福祉課長	小 迫 幸 弘
住民福祉課福祉グループ長	渡 辺 美 紀
住民福祉課福祉グループ	藤 本 優

五ヶ瀬っこ 子ども・子育て応援プラン
五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 五ヶ瀬町役場 住民福祉課

〒882-1203

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所1670

電話: 0982-82-1700
